

吹田市条例第 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第35条第3号中「団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

吹田市一般職の職員の給与に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(給与からの控除)</p> <p>第35条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 法第52条の規定による職員団体がその構成員たる職員から徴収する<u>団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、近畿労働金庫の積立貯金及び諸貸付金の返済金に相当する金額</u></p> <p>(4) }</p> <p>5 }</p> <p>(7) }</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第35条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 法第52条の規定による職員団体がその構成員たる職員から徴収する近畿労働金庫の積立貯金及び諸貸付金の返済金に相当する金額</p> <p>(4) }</p> <p>5 }</p> <p>(7) }</p>